



減らせ！とちぎのCO₂！
～地球と人にやさしい“エコとちぎづくり”～

エコキーパー事業所 認定制度の手引き



【令和7（2025）年6月 改定版】

栃 木 県

目 次

1	エコキーパー事業所認定制度の概要	1
2	対象者	1
3	認定ランク	2
4	認定要件	2
5	認定の手続	7
6	認定期間	1 2
7	認定事業所の責務	1 2
8	認定事業所のメリット	1 3
9	認定の更新・ランクアップ	1 3
10	認定内容の変更・廃止の届出	1 4
11	認定の取消	1 4

エコキーパー事業所認定制度に関する情報は、県のホームページの下記アドレスをご覧ください。各種様式をダウンロードできます。

〈エコキーパー事業所認定制度に関するホームページ〉

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/ondanka/ecokeeper.html>

エコキーパーは栃木県地球温暖化防止イメージキャラクターです。地球温暖化防止の意義・重要性を広くアピールし、「地球温暖化防止月間」（12月）をはじめとする栃木県が行う各種の啓発事業に活用することを目的とし、平成12（2000）年12月に一般公募により決定されました。



1 エコキーパー事業所認定制度の概要

(1) 制度の目的

事業活動において地球温暖化対策に関し優れた取組を実施している事業所を、県がエコキーパー事業所として認定することにより、事業所における自主的な地球温暖化対策を促進します。

(2) 対象者

詳細はP 1

栃木県内に所在し、地球温暖化対策に関し優れた取組を実施している事業所（学校、病院等を含む）が対象です。

(3) 認定要件と認定ランク

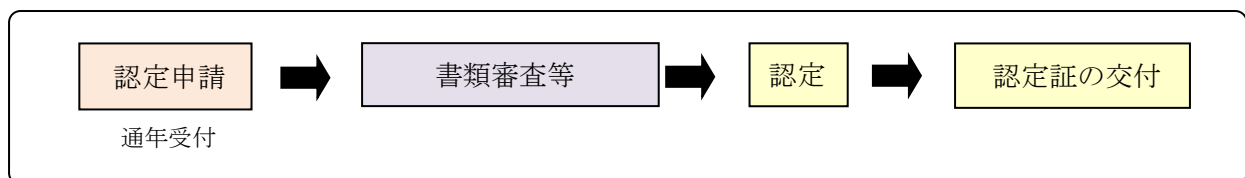
詳細はP 2

事業活動において地球温暖化対策を実施し、かつ温室効果ガスの排出量を削減又は削減率の向上に努めることが要件です。なお、地球温暖化対策の取組状況や温室効果ガス削減状況に応じ、3つのランクに区分して認定します。

(4) 新規申請の流れ

詳細はP 7

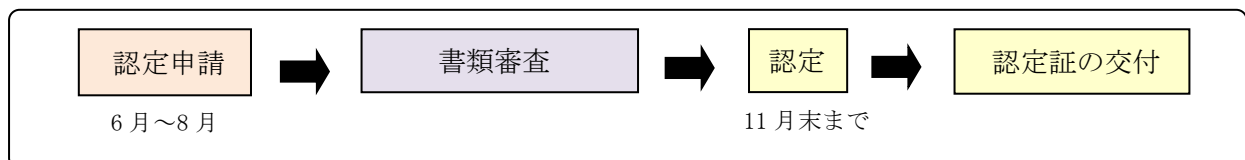
新規申請から認定までの流れは次のとおりです。



(5) 更新申請の流れ

詳細はP 13

更新申請から認定までの流れは次のとおりです。



(6) 認定事業所の責務

- 地球温暖化対策の取組を維持するとともに、取組の充実を図ります。

(7) 認定事業所のメリット

詳細はP 13

- 県が、認定事業所をホームページ等で広く県民に広報します。
- 「エコキーパー」を認定ランクの★付きで印刷物等に使用できます。
- 栃木県建設工事総合評価落札方式の「地域活動の実績」で加点の対象となります（★★ランク以上に限ります）。
- 金融機関で融資を受ける際に優遇制度等を利用できます。

2 対象者

栃木県に所在し、事業活動を行っている事業所であって、地球温暖化対策に関し優れた取組を実施している事業所（一般企業の事業所のほか、市町や学校、病院を含む）が対象となります。

認定は、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められる事業所が単位となります。県内に複数の支店、営業所、工場等の事業所を有する企業等は、本社、本店等がまとめて認定申請を行うこともできます。

なお、一つの企業等が、同一敷地内に業務内容の異なる複数の事業所を設置している場合で、外形的にこれを区分することができないときは、一体の事業所として扱うこととします。

【認定を受ける事業所の単位】

- 本店、支店、営業所、工場、店舗等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められる事業単位
- オフィスビル等で事業活動を営んでいる事業所については、他の事業所と区画・区分できる単位

3 認定ランク

エコキーパー事業所の認定は、当該事業所における地球温暖化対策の取組状況に応じ、「★★★」「★★」「★」の3ランクに区分して認定します。

認定ランク	認定要件		
	基本的な取組	発展的な取組	温室効果ガスの削減状況
★★★ランク	7項目 全て実施	5項目以上 実施	前年度比削減率の平均が1%以上
★★ランク			前年度比削減率の平均が0%以上
★ランク		—	—（※）

※ 「温室効果ガス排出削減チャレンジ宣言」を実施

4 認定要件

（1）基本的な取組

次の①～⑦の全ての項目を実施していることが必要です。

① 温室効果ガスの排出状況の把握

温室効果ガスの排出状況の把握とは、事業所における温室効果ガス排出量を算出している又は算出できることをいいます。

本制度における「温室効果ガス」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）で定義する「エネルギーの使用に伴い排出される二酸化炭素（CO₂）（以下「エネルギー起源CO₂」という。）」を指します。

そして、本制度における温室効果ガスの算定方法は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における算定方法を準用します。

温対法、省エネ法又は栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づいて、温室効果ガス排出量

を国又は県に報告している事業所は、本制度における申請又は報告においても、これらの報告で
使用した数値（エネルギー起源CO₂の分に限る。）を使用してください。

これらの法令の対象外である事業所は、次のア、イを参考に、温室効果ガス排出量を算定して
ください。

また、ワークスペースチャージングを実施している事業所は、ワークスペースチャージングに
起因する温室効果ガスの排出量を減じることができます。

ア 対象となる温室効果ガス

本制度の対象となる温室効果ガスは、当該事業所の構内における

- | | |
|--|-------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">✓ 燃料の燃焼✓ 他人から供給された電気の使用✓ 他人から供給された熱の使用 | に伴い排出されるCO ₂ とします。 |
|--|-------------------------------|

※ 公道を走行する自動車の燃料や建設現場で使用する重機の燃料等は対象外です。

イ 算定方法

エネルギー起源CO₂の排出量は、次の式により算定してください。

排出量＝燃料、電気又は熱の使用量×排出係数

- ・太陽光やバイオマスなどの発電設備を導入し、固定価格買取制度により電力会社に売電して
いる場合は、その売電量を使用量から控除することはできません。
- ・エネルギーの種類毎に使用量を入力すればCO₂排出量が計算される「温室効果ガス排出量計
算シート」が次のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。
- ・計算シートは、エネルギー使用量の多寡により大規模事業者向けと小規模事業者向けの2種
類があります。
- ・なお、計算シートについては、認定申請書と併せて提出してください。

➤「エコキーパー事業所認定制度に関する栃木県ホームページ」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyoku/ondanka/ecokeeper.html>

②～⑦の取組については、取組の状況が分かる資料（P9 参照）を添付してください。

② エアコンの温度の適切な管理

エアコン温度の適切な管理は、エネルギー使用量の削減に大きく寄与します。職員の健康状況
に留意しながら、室内の温度設定を適切に管理してください。

③ 使用しない部屋の照明の消灯

トイレや会議室等常時使用しない部屋などは、必要な時だけ照明を点灯しましょう。

④ 事務用機器等の使用しない時間帯における主電源の遮断

コピー機やパソコン、シュレッダーなどの事務用機器について、夜間などの使用しない時間帯
は、主電源を遮断することにより待機電力の消費を削減できます。

⑤ 近い階への移動時の階段利用の推奨（エレベーター未設置の事業所を除く）

最寄りの階（例えば1 階から2 階あるいは3 階）への移動は、階段の利用に努めましょう。

⑥ 節水

水道水の生成・配水にもエネルギーが使用されており、CO₂が排出されます。また、水は限り
ある貴重な資源であり、水利用の安定性の向上を図るためにも節水の取組が必要です。

⑦ 廃棄物、資源ごみの分別回収

廃棄物の焼却等の処分に伴い、CO₂が排出されます。また、循環型社会の推進のためにも、廃棄物の分別が重要となります。

(2) 発展的な取組

「発展的な取組」とは、「基本的な取組」以外に各事業所が自主的に実施している地球温暖化対策を指します。★★★又は★★ランクの認定を得るためには、「発展的な取組」を5項目以上実施している必要があります。

なお、申請書にはこれらの取組の状況が分かる資料（P9 参照）を添付してください。

エコキーパー事業所「発展的な取組」の例

（推進体制）

- ☐ 環境マネジメントシステムの取組（ISO14001、エコアクション 21、事業所版環境 ISO 認定制度（宇都宮商工会議所）等の認証取得）
- ☐ 地球温暖化対策推進のための従業員教育
- ☐ グリーン購入の取組
- ☐ COOL BIZ、WARM BIZ の推進

（省エネルギー／再エネの利活用）

- ☐ エネルギー使用量の、1日の時間単位、日単位又は月単位での把握・グラフ化
- ☐ 利用の少ない時間帯における自動販売機の消灯
- ☐ 機器のインバータ化
- ☐ 高効率照明（LED照明、Hf 蛍光灯）の導入
- ☐ 照明の人感センサー導入
- ☐ 高効率機器の導入
- ☐ 定時退社日（ノー残業デー、ライトダウン・デー）等の設定
- ☐ 7～9月及び12～3月の8～22時の間で電力のピーク対策（蓄電池、自家発電、蓄熱式の空調など）を実施
- ☐ 電力需給対策のため、照明の間引き、明かり取りの設置などを実施（新エネルギー）
- ☐ グリーン電力証書の購入
- ☐ 太陽光発電の導入
- ☐ バイオマス発電の導入
- ☐ 風力発電の導入
- ☐ 地中熱利用設備の導入

（自動車）

- ☐ エコドライブ・エコ通勤の推進
- ☐ 車両ごとの燃費把握
- ☐ クリーンエネルギー自動車の導入
- ☐ 共同輸配送等効率的な輸送の実施
- ☐ ワークスペースチャージングの実施

(3R)

- ☐ 廃棄物の発生抑制に係る目標値の設定
- ☐ 社内LAN整備、Web会議の開催等によるペーパーレス化の推進
- ☐

(緑化)

- ☐ 敷地内の緑化
- ☐ 緑の募金へ寄付
- ☐ 森づくり活動の実施

(水道)

- ☐ 水道使用量の定期点検
- ☐ 節水コマの採用
- ☐ 自動水栓の導入
- ☐ 雨水の有効利用

(情報開示)

- ☐ 環境への取組方針のホームページ等での公開
- ☐ 環境報告書の作成、ホームページでの公表
- ☐ 環境会計の導入

(社会貢献)

- ☐ 地域における環境保全活動の実施
- ☐ 「デコ活応援団」への参加（企業/団体での登録）
<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/join/>
- ☐ 「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動協賛企業（愛称：ニュートラフレンズ）」への参加
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/nyuutorafurenzutourokuseido.html>
- ☐ レジ袋削減の取組（社員へのマイバッグ使用の推奨、レジ袋の無料配布中止）
- ☐ プラスチック資源循環の取組（使い捨てプラスチック製品の使用抑制 等）

(エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス（注）の削減)

- ☐ 製造工程の最適化によるパーフルオロカーボン（PFC）排出量の削減
- ☐ 六フッ化硫黄ガス等の排出を抑制
（例）エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス
非エネルギー起源CO₂・メタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）・ハイドロフルオロカーボン類（HFC）・パーフルオロカーボン類（PFC）・六ふっ化硫黄（SF₆）・三ふっ化窒素（NF₃）

(他の主体の排出抑制への寄与・その他)

- ☐ 省CO₂型製品の開発
- ☐ 製品の減量化、再利用・再生利用の容易化
- ☐ 提供する製品・サービスのLCAデータの公開

上の例示のほか、次のサイトも参考にしてください。

- [省エネ・節電ポータル \(shindan-net.jp\)](http://shindan-net.jp) ((一財) 省エネルギーセンター)
- [省エネポータルサイト \(経済産業省資源エネルギー庁\)](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html)
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html

(3) 温室効果ガスの削減状況

エコキーパー事業所の認定を得るためには、エネルギー使用に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減状況を把握していることが要件となっています。

具体的には、温室効果ガス排出量及び温室効果ガス排出量原単位(※)の過去4年度分の排出量から3年度分の前年度比削減率、さらには削減率の平均を算出し、排出量又は原単位のいずれかが削減されていることが重要です。

なお、認定にあたっては、温室効果ガス排出量又は温室効果ガス排出量原単位の前年度比削減率の平均により3つのランクに区分します。

また、過去3年度分の前年度比削減率の把握が困難な場合は、過去2年度分又は1年度分の前年度比削減率の平均により認定ランクを区分しますが、この場合は認定期間が短縮されます。

(P12 「6 認定期間」を参照)

更新申請の場合は、初回認定時から引き続く期間の前年度比削減率の平均値を用いることもできます。

※ 温室効果ガス排出量原単位について

温室効果ガス排出量原単位とは、エネルギー使用量と密接な関係を持つ値当たりの温室効果ガス排出量を指し、次の式により算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量原単位} = \frac{\text{温室効果ガス排出量}}{\text{エネルギー使用量と密接な関係を持つ値}}$$

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値は、生産量、出荷額等又は建物延床面積など、各事業所において最もエネルギー使用量と密接な関係を持つ値とします。

いずれの値とするかは、事業所の判断によることとしますが、年間を通じ同一のものとし、また、各年度とも同一のものとしてください。

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の設定例を次に示しますので、参考にしてください。

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の設定例

部門名	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値	設定例
産業部門	重量・体積 金額 個数 面積	生産量など 生産金額、出荷額など 生産数など
業務部門	面積 人数 面積×時間 体積(空調をかけている空間)	建物延床面積、売場面積、部門別面積など 従業員数、来客者数、利用者数、外来者数など

5 認定の手続

(1) 認定申請

① 提出先及び提出期間

認定を希望する事業所は、下記宛てに認定申請書を提出してください。

② 提出書類

エコキーパー事業所認定申請書（様式第1号） 1部

※添付資料

ア 温室効果ガス排出量計算シート

イ 取組の状況が分かる資料（更新申請の場合は不要）

- (例) ・エアコンの温度の適切な設定を定めたマニュアル
・消灯、節水、エレベーターの使用抑制を呼びかける掲示物
・分別された状況のごみ箱
など、状況が確認できる書類または写真等

③ 提出方法

- ・メールの場合： kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp
- ・郵送又は持参の場合： 〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20
気候変動対策課 気候変動適応担当

(2) 認定申請書の作成

認定申請書の記載例と留意点は、次のとおりです。

記 載 例

(様式第1号)

エコキーパー事業所認定申請書

栃木県知事 様

郵送の場合は発送日

令和〇〇年6月1日

所在地 **宇都宮市埴田1-1-20**

申請者

名称及び **〇〇株式会社〇〇工場**

代表者の氏名 **工場長 〇〇 〇〇**

エコキーパー事業所認定制度実施要領第5条の規定により、エコキーパー事業所の認定について、次のとおり申請します。

1 事業所の概要

事業所の名称	〇〇株式会社〇〇工場		
事業所の所在地	〒 320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 下欄(注)から選択		
事業区分(注)	E		
延床面積	4,000 ㎡ パート・臨時職員等も含む		
事業所従業員数	100 人		
連絡担当者	所 属	〇〇部〇〇課〇〇係	
	氏 名	〇〇 〇〇	
	電 話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	F A X	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	電子メール	〇〇〇@〇〇〇.co.jp	

(注) 事業区分：事業所が該当する記号を、下から選んで記入してください。

A 農業、林業、B 漁業、C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、Q 複合サービス事業、R サービス業（他に分類されないもの）、S 公務（他に分類されるものを除く）、T 分類不能の産業

〔栃木県使用欄〕※申請者は記入しないでください。

申請区分	受付年月日	受付番号	認定番号	制度認知媒体等
新規 ランクアップ 更新		—	—	

2 実施している地球温暖化対策

実施していれば「○」

実施場所や実施時期などをできるだけ具体的に記載してください。

(1) 基本的な取組

取組項目	チェック欄	具体的な取組方法
①温室効果ガスの排出状況の把握	○	(下表に排出状況を記載してください)
②エアコンの温度の適切な管理	○	夏は 28℃、冬は 20℃に設定
③使用しない部屋の照明の消灯	○	トイレ、会議室の不使用时の消灯を徹底 (トイレの張り紙、会議室離脱時の声かけ)
④事務用機器等の使用しない時間帯における主電源の遮断	○	退社時には、コピー機、フリンタ、パソコンの主電源を必ずオフ
⑤近い階への移動時の階段利用の推奨	○	各エレベーターホールに「近い階へは階段の利用を」と呼びかける掲示
⑥節水 エレベーター未設置事業所の場合、 チェック欄は「-」、取組方法欄は 「エレベーターなし」と記載してください。	○	洗面所に節水を呼びかける掲示
⑦廃棄物、資源物の分別回収	○	分別回収所を設置

温室効果ガスの排出状況

算出に使用した
単位のどちらかを
○で囲む

・温室効果ガス排出量は、省エネ法等で報告済みの数値があれば、それを記載(エネルギー使用に伴い排出されるCO₂に限る。)。算出していない場合は、「温室効果ガス排出量計算シート」を用いて算出した数値を転記

・省エネ法による電気需要の平準化の計算方法に準じて削減率を算定する場合は「有」と記載

前年度より減少していれば正の数値、増加していれば負の数値

年度	温室効果ガス 排出量 (CO ₂ 換算) [A] (t-CO ₂ → kg-CO ₂) [小数点以下四捨五入]	平 準 化 の 有 無	前年度比 削減率 [小数点第 2 位を四捨五入]	エネルギー使用量と 密接な関係を持つ値 [B] 種別【 出荷 額 】 単位【 万 円 】	温室効果ガス 排出量原単位 [C]=[A/B] [小数点第 4 位 を四捨五入]	前年度比 削減率 [小数点 第 2 位を四 捨五入]
H〇〇	1,800			1,800	1.000	
H〇〇	1,500		16.7%	1,600	0.938	6.2%
R〇〇	1,300	有	13.3%	1,400	0.929	1.0%
R〇〇	2,000 「前年度比 削減率」の 平均	有	-53.8%	2,200	0.909	2.2%
平均 削減率			-7.9%			3.1%

(注) 1 表の記載に当たっては、「温室効果ガス排出量計算シート」を参考にしてください。

2 更新申請の場合は、適宜、行を追加し、当初申請時に算定の基準となった期間から引き続く間を記載してください。

3 ワークスペースチャージング(※)を実施している場合は、様式第1号・別紙の「温室効果ガスの排出状況(補正用)」を記載してください。

※ 企業の社屋や事業所に充電器を設置し、従業員が通勤用の電気自動車の充電をできるようにする仕組み

温室効果ガス排出量が削減できていない(上表の平均削減率が0%を下回る)場合、「温室効果ガス排出削減チャレンジ宣言」が必要です(以下にチェック)。

□ 当事業所は、温室効果ガス排出量削減率の向上に向けた取組を行っていくことを宣言します。

(2) 発展的な取組

事業所において対象年度に取り組んだ地球温暖化対策の発展的な取組について当てはまるものにチェックしてください。

記載のない取組については、関連のある項目の「その他」にチェックし、具体的な取組内容を記入してください。

推進体制	☒ 環境マネジメントシステムの取組 (ISO14001、エコアクション 21、事業所版環境 ISO 認定制度 (宇都宮商工会議所) 等の認証取得) ☒ 地球温暖化対策推進のための従業員教育 ☐ グリーン購入の取組 ☐ 「デコ活応援団」への参加 (企業/団体での登録) https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/join/ ☐ 「 いちご とちぎカーボンニュートラル 15 アクション県民運動協賛企業 (愛称: ニュートラフレンズ)」への参加 https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/nyuutorafurenzutourokuseido.html ☐ その他 ()
省エネルギー／再エネの活用	☐ 電力監視システム等による使用状況の把握 ☐ 燃料転換によるエネルギー使用量の削減 ☐ 利用の少ない時間帯における自動販売機の消灯 ☐ 照明の間引き、明かり取りの設置等 ☒ 機器のインバータ化 ☐ 定時退社日 (ノー残業デー、ライトダウンデー) 等の設定・導入 ☐ 高効率機器の導入 (☐ 照明 ☐ 空調 ☐ その他 ()) ☐ 再生可能エネルギーの導入 (☐ 太陽光発電 ☐ バイオマス発電 ☐ 風力発電 ☐ 地中熱) ☐ その他 ()
自動車	☒ エコドライブ・エコ通勤の推進 ☐ 共同輸送等効率的な輸送の実施 ☐ クリーンエネルギー自動車の導入 (☐ EV ☐ FCV ☐ PHV ☐ HV) ☐ その他 ()
3R	☐ 廃棄物の発生抑制に係る目標値の設定 ☒ ペーパーレス化の推進 (社内 LAN 整備、Web 会議の開催等) ☐ その他 ()
緑化	☐ 敷地内の緑化 ☐ 緑の募金への寄付 ☐ 森づくり活動の実施 ☐ その他 ()
水道	☐ 節水コマの採用 ☐ 雨水の有効活用 ☐ 自動水栓の導入 ☐ 水道使用量の定期点検 ☒ その他 (節水型トイレの導入)
情報開示	☐ 環境会計の導入 ☐ 環境報告書の作成・公表 ☐ 環境への取組方針のホームページ等での公開 ☐ その他 ()
社会貢献	☒ 地域における環境保全活動の実施 ☐ プラスチック資源循環の取組 (使い捨てプラスチック製品の使用抑制 等) ☐ その他 ()
他社の排出抑制への寄与等	☐ 省 CO ₂ 型製品・サービスの開発又は提供 ☐ 製品の減量化、再利用・再生利用の容易化 ☐ 提供する製品・サービスの LCA データの公開 ☐ その他 ()

(注) 取組の詳細については、“「取組みの状況が分かる資料」について《発展的な取組用》”に記載してください。

3 買電先

電気事業者名	東京電力エナジーパートナー ・ その他 (〇〇〇エネルギー)
備考	H〇〇~H〇〇 東京電力エナジーパートナーから買電 R〇〇~ 〇〇〇エネルギーから買電

(注) 2の(1)の「温室効果ガスの排出状況」に記載した期間において、買電する電気事業者を変更している場合は、「電気事業者名」に直近の買電先を記載し、備考欄に変更前の買電先及びその期間を記載してください。

過去の買電先及び期間を記載してください。

4 事業者の状況

中小企業者(注)又は中小企業団体	☐ 該当	☐ 非該当
------------------	-----------------------------	------------------------------

(注) 1 中小企業者の範囲

区分	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※ 資本金又は従業員数のどちらかの要件を満たしている法人等であること

5 栃木県生活環境の保全等に関する条例の適用について

栃木県生活環境の保全等に関する条例第52条の規定による地球温暖化対策計画を知事に

- ・ 提出している ☒ → 直近の提出年 令和 **3** 年
- ・ 提出していない ☐

(3) 認定審査・認定

いただいた申請書を基に、県がエコキーパー事業所の認定を行います。

申請書の記載内容について、県から問い合わせがあった場合は御協力をお願いいたします。

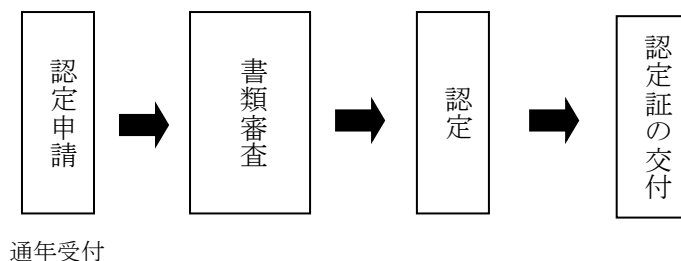
また、新規の申請の場合、申請書記載内容の確認のため、必要に応じて県が現地調査を実施します。現地調査を実施する場合は、県の担当者から日程調整等の御連絡を差し上げますので、御協力をお願いいたします。

(4) 認定証の交付

認定事業所には、当該認定ランクを記載したエコキーパー事業所認定証を交付します。

認定証は、事業所内に掲示していただくことを想定していますが、栃木県建設工事総合評価落札方式の加点を受ける場合や、金融機関の優遇措置を受ける場合などに使用することとなりますので、大切に取扱ってください。

【認定までの流れ】



6 認定期間

認定をした時から3年を経過した年度の11月末日です。ただし、事業所の温室効果ガス排出量の前年度比削減率を把握している期間に応じ、次のとおり短縮となります。

温室効果ガス排出量の削減率 を把握している期間	認定期間
過去2年度分	認定日の属する年度の2年後の11月末日
過去1年度分	認定日の属する年度の1年後の11月末日

【例】令和7年度に認定申請を行う場合

令和3年～令和6年度の4年度分の温室効果ガス排出量を把握し、他の認定要件を満たしている場合の認定期間は、認定をした時から3年を経過した年度の11月末日です。（3年度分の削減率を把握するためには、4年度分の排出量の把握が必要なため）。

同様に、令和4～令和6年度の3年度分であれば、認定期間は2年間、令和5～令和6年度の2年度分であれば1年間となります。

7 認定事業所の責務

認定事業所は、認定に係る地球温暖化対策の取組を維持するとともに、取組の充実を図ります。

8 認定事業所のメリット

- (1) 県が、認定事業所について、ホームページ等で広く県民に広報します。
- (2) 「エコキーパー」(栃木県地球温暖化防止イメージキャラクター) を、認定ランクの★付きで、印刷物等に使用できます。
- (3) 栃木県建設工事総合評価方式の「地域活動の実績」で加点の対象となります(★★ランク以上に限る)。
- (4) 金融機関で融資を受ける際に優遇制度を利用できます。
 - **足利銀行**
ビジネスローン『スピードライン』の取扱手数料(融資金額の0.88%(消費税込))が免除されます。⇒詳細は各営業店へお問い合わせください。
 - **商工中金**
エコキーパー認定事業所(★★ランク以上)は、「環境配慮型経営支援貸付」の対象となります。⇒詳細は商工中金宇都宮支店又は足利支店へお問い合わせください。

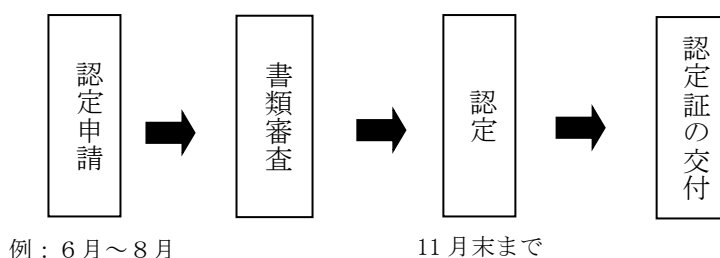
9 認定の更新・ランクアップ

(1) 更新

認定事業所は、認定を継続しようとするときは、認定期間の最終年度において、改めて認定申請を行います。

なお、更新申請の受付期間は毎年度別に定め、認定期間の取扱いについては、新規申請の場合と同様とします。(「P12 6 認定期間」の記載を参照)

【更新申請のスケジュール】



(2) ランクアップ

認定事業所で、認定ランクをより★の多いランクに変更(ランクアップ)したい事業所は、改めて認定申請を行います。ランクアップ後の認定期間は、ランクアップに係る認定の日を起算日として、「P12 6 認定期間」を適用します。

ランクアップを行った認定事業所は、ランクアップ後のエコキーパー事業所認定証の交付を受けたときは、速やかにランクアップ前のエコキーパー事業所認定証を知事に返還します。

10 認定内容の変更・廃止の届出

認定事業所は、次の各号に掲げる場合には、エコキーパー事業所認定内容変更（廃止）届を知事へ報告します。

- ・事業所の名称を変更したとき
- ・事業所の所在地を変更したとき
- ・事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき

記載例

(様式第3号)

エコキーパー事業所認定内容変更（廃止）届

栃木県知事 **福田 富一** 様

郵送の場合は発送日

令和〇〇年**10**月 **1**日

所在地 **宇都宮市埴田1-1-20**
 名称及び **△△株式会社**
 代表者の氏名 **代表取締役 ○○ ○○ 印**

エコキーパー事業所認定制度実施要領第10条第1項の規定により、下記のとおり認定内容の（変更又は廃止）を届け出ます。

記

認定証に記載された番号

認定番号	△△-006	
フリガナ	△△カフシキガイシャ ○○コウジョウ	
事業所の名称	△△株式会社○○工場	
変更（廃止）事項	社名の変更	
変更（廃止）内容	変更前 ○○株式会社○○工場 変更後 △△株式会社○○工場	
変更（廃止）年月日	令和〇〇年9月30日	
連絡担当者	所 属	○○部○○課○○係
	氏 名	○○ ○○
	電 話	○○○-○○○-○○○○
	F A X	○○○-○○○-○○○○
	電子メール	○○○@○○○.co.jp

11 認定の取消

県は、認定事業所が認定対象事業所に該当しなくなったとき、又はエコキーパー事業所としてふさわしくない行為があったと認められるときは認定取消を行います。

エコキーパー事業所認定制度の手引き

令和 7（2025）年 6 月 発行

編集・発行・問合せ先

栃木県環境森林部気候変動対策課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 - 1 - 20

TEL 028-623-3187 FAX 028-623-3259

E-mail kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp
